

◎新潟県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16号の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年4月22日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

理事 三条市新屋251番地 坂井 清和

退任年月日 平成28年1月31日